

青森県報

号外第百十一号

令和二年
十二月一日
(火曜日)

目次

告 示

○保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

公 告

○青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の公表……………(水産振興課) ……三

告

示

青森県告示第八百四十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和二年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和二年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川く笹内川	水源かん養保安林	一、三三〇・六九
岩木川下流	〃	四七九・二二

岩木川上流	〃	一、〇一七・一七
平川	〃	四六〇・二八
浅瀬石川	〃	四〇一・七八
今別川く蟹田川	〃	一、〇一二・九六
青森地区	〃	七七七・七一
下北東部	〃	一、一二四・九四
下北西部	〃	八七一・七六
上北地区	〃	一四一・二八
七戸川	〃	五六九・八五
奥入瀬川	〃	三八九・四〇
馬淵川下流	〃	八四五・三七
新井田川	〃	一四三・七六
中村川く笹内川	土砂流出防備保安林	一五六・七四
岩木川下流	〃	二七二・四七
岩木川上流	〃	一〇・七〇
平川	〃	四二・五〇
浅瀬石川	〃	八四・一七

上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川(蟹田川)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二一・三八	九・七二	三・一六	〇・三〇	〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	七三・五〇	八一・一五	〇・六二	一〇〇・五四	二三・三五	一四七・五四	一七四・四八	一一・八三

上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃
〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・八九	二・八四	三・八三	一・六〇	四・七〇	二四・九二

三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・二七	一・〇〇	三・二四	〇・〇〇	二・九六	〇・三六	三六・三八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇五・九八	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・二〇	〇・四八

三戸郡三戸町	〃	九・三二
三戸郡南部町	〃	八・六二
津軽地区 保健保安林	保健保安林	一五九・一四
南部地区	〃	八八・八七

公 告

青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の公表

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定により、青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を次のとおり定めたので、同条第六項の規定により公表する。

令和二年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針

第1 水産資源の管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和元年の生産量が19万トン、生産額が417億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約8千人であり、多くの沿岸域においては、水産業は中核的な産業となつている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 県の責務

県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国や試験研究機関と協力しつつ、本県の管轄する水面における資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分の配分に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報

告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を

共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その達成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の達成の目的を達成したものやその効果が認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及びこの青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針（以下「県資源管理方針」という。）に基づき資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

5 その他

県資源管理方針に記載していない自主的資源管理措置についても、従前通り取組を継続し、適切な管理措置を怠ってはならない。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流等や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、養場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

第7 県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この県資源管理方針についての検討を行うとともに、この県資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くらまぐる（小型魚）」から「別紙1-4 まいわし」までに定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県くろまぐろ (小型魚) 漁業

(1) 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第5号) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

(2) 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する次の漁業

① 定置漁業 (法第60条第3項に規定する定置漁業、同条第5項第2号に規定する第二種共同漁業のうち小型定置漁業及び底建網漁業並びに青森県漁業調整規則 (令和2年11月規則第59号) 第4条第1項第16号に規定する小型定置漁業及び同項第17号に規定する底建網漁業をいう。以下同じ。)

② 承認漁業等 (法第121条第1項の規定による広域漁業調整委員会の指示に基づき操業の承認等を受けた沿岸くろまぐろ漁業その他定置漁業以外の漁業をいう。以下同じ。)

③ ①及び②以外の全ての漁業

(3) 漁獲可能期間

周年 (4月1日から翌年3月31日まで)

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

② 県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

知事管理漁獲可能量の全量を青森県くろまぐろ (小型魚) 漁業に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 水域

中西部太平洋条約海域

(2) 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する次の漁業

① 定置漁業

② 承認漁業等

③ ①及び②以外の全ての漁業

(3) 漁獲可能期間

周年 (4月1日から翌3月31日まで)

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

② 県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県くろまぐろ (大型魚) 漁業に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1-3)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する次の漁業

1) 定置漁業

2) 定置漁業以外の全ての漁業 (第 4 において「その他の漁業」という。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県まあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：船舶の隻数)
定置漁業	7 4 9 隻
その他の漁業	4, 1 1 1 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

漁業者は、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう、努めるものとする。

(別紙 1-4)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

青森県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

青森県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する次の漁業

1) 定置漁業

2) 定置漁業以外の全ての漁業 (第 4 において「その他の漁業」という。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を青森県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

青森県まいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：船舶の隻数)
定置漁業	7 4 9 隻
その他の漁業	4, 1 1 1 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

漁業者は、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう、努めるものとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円